

意見元 (敬称略)	カテゴリー	意見	対応	備考
マリンスポーツ 吉村	定義	<b>1章 第1節 第2 操縦者に必要な要素</b> 3Sの中の「Speady」は「Smart」の方がよい。	3Sは、平成29年度報告書に本件とは別の定義で記載されているため、3Sという表記はせず意味合いを説明する形で修正	P8
海洋レジャー 田辺		キャビテーションプレートはアンチベンチレーションプレートの方がよいのでは。	どちらが適しているか、確認する。 ①一般的に使われているキャビテーションプレート ②意味的に正しいアンチベンチレーションプレート	P29
海洋レジャー 田辺		<b>1章 第1節 第1 小隊長と操縦者(船長)の分離</b> 小型船舶操縦者を「操縦者」ではなく「船長」と表記していただきたい。(船長を兼ねた操縦者の場合と、単純な操縦者の場合があるため。) オペレーター → 操縦者 クルー → 乗員	用語の定義について検討を要する。	資料3  P8 P25
大津市消防局		用語の定義を統一する必要がある。 ・操船者、オペレーター、ドライバー ・乗員、クルー ・カバー、カウル		
JLA菊地		オペレーターとの表現がありましたが世界的にIRBに関しては操船者の事をドライバーと表現しています。		
大津市消防局		用語		
大津市消防局 北九州市消防局	用語の説明	専門用語が多く使われるにあたって、誰もが親しめるように、専門用語が出た段階で( )書き、※印等で解説をつけるか、用語の意義があれば良いかと思えます。	説明の必要な用語を明確にし、用語説明の項目を入れる。	
海洋レジャー 田辺	用語の統一	<b>2章 第1節 第2 セルレスキューの原則</b> 二次災害と二次事故の違いを明確にしたほうがよいのではないか。	「二次災害」に統一する。	P14
海洋レジャー 田辺		スロットルとアクセル	「スロットル」に用語を統一	P15、P29
海洋レジャー 田辺		資機材と資器材	「資機材」に用語を統一	P25、P48
海洋レジャー 田辺		<b>2章 第3節 第1 個人装備</b> 保安帽とヘルメット	現行どおり	P23
海洋レジャー 田辺	装備	<b>2章 第3節 第1 個人装備</b> 保安帽脱ぐなら最初から穴の開いたヘルメットでよいのでは。	水抜き穴のある水難救助用ヘルメットは、全隊員に配備されていないため、保安帽で活動している。	P23

意見元 (敬称略)	カテゴリー	意見	対応	備考
名古屋市消防局		<b>2章 第2節 第1 IRB</b> IRBの長所短所は別々の表にまとめた方が見やすいのでは。いまのままだとそれぞれの項目を比較しているように見えるため。	表を修正する。	P18
北九州市消防局	表記	<b>2章 第1節 第3 見張りの徹底</b> 「実際の見張り行為とは「見張り→早期発見→相手船の位置、針路、速力、船種の確認 →方位の変化の観察→衝突のおそれの有無を判断→動静監視の続行→信号、衝突回避措置の実行→回避効果の確認」といった一連の複雑な行為の集合体であり、見る行為のみを指すものではない。」  とあるが、この表記では他船に限定した見張り行為で良いように感じるが、水中などの障害物や浅瀬などに対する見張り行為も必要であると思います。	表現を検討する。	P15、P29
JCI河野	法定備品	<b>2章 第3節 第2 1 法定備品</b> 記載内容の確認が必要	JCIにより文言等の修正	資料6
JLA菊地		夜間時の積載品として、投光器などがありますが、探照灯が望ましく、更には、夜間航行時に必須の全周灯など法的に積載必要な備品の記載が足りていません		P24
海洋レジャー 田辺		法定備品で絵があったほうがわかりやすい	必要の有無を検討する。	
大津市消防局	発航前点検	<b>6章 第1節 発航前検査</b> 陸上でのエンジン始動、空ふかしについてはオーバーヒートすることを、留意事項として記載願いたい。(明確な時間記載が欲しい)	記載の必要性について確認する。	P46
JLA菊地	点検・整備	<b>6章 点検整備要領</b> 船外機の不調によるエンジントラブルが多いため、水冷内部に水をしっかり通し洗浄している手順など写真を多く使用し表現する必要がある。 また、船外機カバー内部の油を指す場所や、水をかけて良い場所、日常点検する場所など、写真をしっかりと掲載し、説明することが必要。	写真等をしっかりと掲載し、わかりやすく記載する。	P46
海洋レジャー 田辺	救命胴衣	<b>2章 第3節 第1 個人装備</b> 救命胴衣と流水用救命胴衣を分けていますが、流水救助用であってもボートに乗船する以上、JCIの型式承認を受けていることが前提となる。 流水救助用で型式承認の取れているものがあるかどうか。	検討を要する。	資料4 P23

意見元 (敬称略)	カテゴリー	意見	対応	備考
大津市消防局	操船要領	<b>3章 第2節 第5 離着岸の要領</b> 各地の状況により多種多様な砂浜であり、粒の大きさや湖岸の状況により、砂浜といえどもチルトロックを解除しての乗り上げは、船外機への影響があります。琵琶湖では高確率でスクリューを破損すると思われます。機具愛護や故障防止のため、この要領はないほうが良いのではないかと考えられます。	本意見について確認する。	P31
JLA菊地		<b>3章 第2節 第5 着岸要領</b> 係留ロープの張り方について、スプリングの設定についても記載すべき。IRBは軽量のため、岸壁などに係留した際、動揺は他の小型船舶のそれと比較すると想像以上に大きいため、適切な係留ロープ設定が望ましいと考えます。	本意見について確認する。	P30
海洋レジャー 田辺		<b>3章 第3節 第5 旋回ターン</b> 旋回＝ターンなのでタイトルがおかしいと思います。 写真だけ見ると転覆や落水の危険を伴う操縦ように見える。 外力のある狭小水域で方向転換するときなど必要なケースはあると思います。そういった前提を提示した方がよいのでは。	検討を要する。	資料5 P35
JLA菊地		バウロープによるクルーの体勢保持の常識はIRBには必要。	検討を要する。	
海洋レジャー 田辺	救出要領	<b>4章 第1節 第1 2ピックアップ</b> 乗船者が操縦者と乗員1名の2名体制時のはなし。乗員が複数いればバランスを考えて右舷でも可能。	本意見について確認する。	P37

事務局説明事項

要確認事項

要検討事項(資料あり)